

記入例：減収

住居確保給付金支給申請書（則第11条第1項1号の規定による支給）

フリガナ	〇〇 〇〇	
①氏 名	〇〇 〇〇	
②生年月日	昭和・平成・令和 〇〇年 〇月 〇日 満（ 〇〇）歳	
③電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
④次の1.又は2.の場合であること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）		
1. 離職又は第3条第1号に規定する場合		
離職等の時期		
離職等した事業所		
2. 第3条第2号に規定する場合		
給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	平成〇年〇月から〇〇に勤務しているが、勤め先の経営不振により、勤務先の業務が縮小され減収となった	
⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること		
離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	契約社員として働き、就労収入により生計を維持していた	
⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）		
1. 住居を喪失していること		
住居を喪失した時期		
喪失した住居の住所		
現在の状況		
2. 住居を喪失するおそれがあること		
現在の住所	〇〇区〇〇町〇-〇-〇	
住居の家主等	〇〇 〇〇	
喪失するおそれのある住居の家賃額	〇〇,〇〇〇 円（管理費、共益費除く）	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	失業に伴い、家賃の支払いが困難であるため	
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び資産		
フリガナ	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
続柄	本 人	妻
生年月日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
収入（月額）	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
預貯金等	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も記載する。		
上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を提出します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例となる場合に必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 令和 〇年 〇月 〇日 書類記入日 足 立 区 長 殿 申請者氏名 〇〇 〇〇		

※世帯全員分を記入してください。

※申請月の収入を記入してください。

【就労等収入】

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の、事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く）

自営業の場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

【公的給付等】

定期的に支給される雇用件の失業等給付、児童扶養手当、公的年金

【その他】

親族等からの継続的な仕送り

※預貯金等は、金融機関の口座残高（複数の口座所有の場合は全て）、手

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第 3 条第 2 号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から 3 月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第 21 条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第 22 条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第 22 条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第 14 条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第 17 条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。